26 日 獣 発 第 86 号 平成 26 年 6 月 19 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会 会 長 藏 内 勇 夫 (公印及び契印の押印は省略)

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」の 一部改正について

このことについて、平成 26 年 6 月 11 日付け 26 消安第 1033 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。 貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、①「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令」(平成 26 年農林水産省令第 36 号)が同年 6 月 11 日付けで公布され同日より適用されたこと、②この改正により、ペンディメタリンの残留基準値が変更されたこと、の 2 点について、都道府県知事に通知した旨、了知の上、本会会員に周知徹底の協力を依頼されたものです。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会:事業担当 笹川

TEL 03-3475-1601



26消安第1033号 平成26年6月11日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省 令の施行について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令(平成26年農林水産省令第36号)が平成26年6月11日付けで公布され、このことについて別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、貴団体傘下の会員又は組合員に対する周知徹底につき御協力願います。



26消安第1033号 平成26年6月11日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省 令の施行について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令(平成26年農林水産省令第36号)が平成26年6月11日付けで公布されましたので、改正省令の内容について、下記事項に留意の上、貴管下関係者に対して周知徹底いただくよう御協力願います。

記

1 改正の概要

飼料中の残留農薬については、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく畜産物の農薬の残留基準を遵守するため、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)において主要な飼料原料を対象に残留基準値を設定しているところです。

今般、同省令が改正され、ペンディメタリンの残留基準値が変更されました。

2 適用期日

改正省令の公布日から適用されます。

;				-			
ン〜ル (R) (2)〜(5) (R) 2〜5 (R)	備考 (略)	(略)	ペンディメタリン	(器)	第1欄	別表第1 1 飼料一般の成分規格並びに製造、び表示の基準 (1) 飼料一般の成分規格 ア〜ス (略) セ 次の表の第1欄に掲げる農薬 を 次の表の第1欄に掲げる農薬 3年法律第82号)第1条の2第 いう。以下同じ。)の成分であ に学的に変化して生成した物質は、同表の第2欄に掲げる飼料 表の第3欄に定める量を超える	
		(器)	え大小とマラ牧ん表表らイイ草表もロスをも口をしてって	(略)	第2欄		改正後
	:	(略)	0.1ppm 0.2ppm 0.2ppm 0.2ppm 0.2ppm 0.1ppm 0.2ppm	(路)	第3欄	使用及び保存の方法及(農薬取締法(昭和2 「農薬取締法(昭和2 「項に規定する農薬を る物質(その物質が、 を含む。以下同じ。) の原料にそれぞれ同 合まれてはならない。	
ン〜チ (略) (2)〜(5) (略) 2〜5 (略)	備考 (略)	(器)	ペンディメタリン	(略)	第1欄、	別表第1 1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 (1) 飼料一般の成分規格 ア〜ス (略) た 次の表の第1欄に掲げる農薬(農薬取締法(昭和2名法律第82号)第1条の2第1項に規定する農薬をいう。以下同じ。)の成分である物質(その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。)は、同表の第2欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第3欄に定める量を超えて含まれてはならない。	
		(略)	がんが表表表を表表がある。 表をからなららられる。 というのとはは、 というとは、 というとは、 というとは、 というとは、 というというと、 というというと、 というというと、 というというと、 というというという。 というというというという。 というというという。 というというという。 というというという。 というというという。 というというという。 というという。 というという。 というという。 というという。 というというという。 というというという。 というというという。 というというという。 というというというという。 というというというという。 というというというというという。 というというというというという。 というというというというという。 というというというというという。 というというというというというという。 というというというというというというという。 というというというというというというというというというというというというというと	(略)	第2欄		改正前
		(略)	0. 1ppm 0. 2ppm 0. 2ppm 0. 2ppm 0. 1ppm 0. 1ppm 0. 2ppm	(略)	第3欄	使用及び保存の方法及(農薬取締法(昭和2(農薬取締法(昭和21項に規定する農薬をる物質(その物質がを含む。以下同じ。)の原料にそれぞれ同含まれてはならない。	